

## はしがき

家事事件手続法が、家事審判法の手続を約60年ぶりに大改正して平成25年1月1日に施行されてから4年が経過し、調停に代わる審判の対象事件の拡大、申立書写しの送付や子の意思把握の規定の新設等の適正で合理的な審理を実現するための様々な改正を踏まえた新しい実務が定着しつつある一方で、家事事件の新受事件数は平成28年度には100万件を超え、家裁の手続による家事紛争解決に対する期待はますます高まっている状況にある。

したがって、家事事件の手続に関与する実務家は、従来の家事紛争でイメージされてきた家事調停の話合いによる解決の枠組みだけでなく、紛争発生前の時点から紛争発生後その終局までの間において、選択可能な各種の手続及びそこでポイントとなる事実及び証拠を見通した上で、紛争予防の効果的な対策を取り、また紛争発生後は的確な手続選択と各手続における適切な主張立証をすることが必要不可欠となっている。

そこで、本書は、家事事件手続法施行当時に東京家裁に在籍し、改正後の新しい実務の定着に向けて様々な検討を行っていた裁判官3名と、家事調停官や弁護士会の家事事件の運用に関する委員会のメンバー等として、家事事件の運用に深く関わってきた弁護士5名とが議論を重ね、家事事件で最も典型的な離婚紛争2件と相続紛争2件の事例を作り上げ、いずれも、エピソード（物語）形式で手続の進行をシミュレートして、裁判所、双方当事人（代理人）、調停委員会等の具体的なやりとりを示し、家事紛争の予防（例えば、Episode 3の成年後見申立手続やEpisode 4の公正証書遺言作成手続）も視野に入れながら、事案の流れに沿って各手続のポイントについて詳細な解説をしたものである。

なお、上記のとおり、本書の4つのエピソードはいずれも架空の事例をゼロから創作したものであり、読者ができるだけ現実の家事事件において裁判所職員や代理人弁護士が行う手続をイメージできるよう、様々な書面（例えば、Episode 2では、家裁調査官が作成する詳細な調査報告書）を示している

はしがき

が、これも執筆者らの創作である。実務でよく問題となる離婚や遺産分割の典型的な事件は、類似している要素や争点を抱えたものが少なくなく、読者の中には、本書の事例が実際の事件に似ていると思われる方もおられるかもしれないが、どの事例も架空のものであって実際の事件ではないことにご留意願いたい。

ところで、本書のスタイルは、非公開で実施される家事審判・調停事件の手続（家事事件手続法 33 条。裁判所が相当と認める者の傍聴は許されるが、例外的なものである）における裁判官、双方当事人（代理人）及び調停委員会等の具体的なやりとりを示している点で、同じく有斐閣から出版されている民事訴訟手続における争点整理を対象にした林道晴＝太田秀哉編『ライブ争点整理』（2014 年）に類似している。これは、地方裁判所における争点整理手続が必ずしも公開を前提とせずに行われる（民事訴訟法 169 条 2 項）点で、両者が似ていることから、当該手続の関係者以外であっても実際の手続をイメージできるようにして、家裁の手続に関与する実務家のスキルアップを図るとともに、研究者の検討分析にも役立てることが、民事訴訟手続における争点整理手続の場合と同様に意義があると考えたためである。

他方で、家事事件手続法施行後においても、家庭裁判所の紛争解決機能を強化してさらに適正迅速な解決を実現することが重要な課題となっていることから、本書の内容も、家事事件の実務が、より法の趣旨を踏まえつつ利用者のニーズに適った運用へと発展していくことを願って、現実よりも多少先に進んだ運用イメージを想定しているところもあり、その意味で、家事事件の手続のフロンティアを切り開いていきたいとの思いを込めて、「フロンティア」という表現をタイトルに盛り込んだものである。

本書の主たる読者としては、家事事件の実務を担っている実務家（弁護士、裁判官、家裁調査官や書記官、家事調停官、家事調停委員等）を念頭に置いているが、家裁の実務に関心を持つ研究者や、司法修習生、法科大学院生など法曹を目指している者にとっても参考になる面があると思われる。

また、本書の執筆に際し、執筆者らは、できるだけ多くの実務上の有用な

知識と情報を読者に伝えたいという強い熱意をもって協議を重ねて取りまとめを行った。その結果、本書はかなりボリュームのある内容になったが、ボリュームがあっても、物語の進行に興味を引かれてどんどん読み進めることができると同時に、様々な知識がまさにエピソード記憶として記憶に残りやすいものになっていると自負している。

本書が、家事事件の実務に少しでもプラスの影響を及ぼすことができれば、執筆者一同誠に幸甚である。

最後に、本書の企画当初から一貫して温かいご指導をいただいた、有斐閣の山宮康弘氏、青山ふみえ氏、また、最後の仕上げにご尽力いただいた五島圭司氏に心から謝意を表したい。

2017年6月

執筆者を代表して

矢尾和子

## 目 次

本書の利用の仕方 xix

### Episode 1 婚姻費用及び財産分与等離婚給付をめぐる争い ～ある会社経営者の離婚～

#### Scene 1 調停申立前——夫婦間の事前協議——3

- I 申立人（夫）の活動——離婚を求める夫は ……………3
  - 1 打合せ前の事前準備 3
  - 2 弁護士との打合せ・受任通知の送付 3
- II 相手方（妻）の活動——離婚を求められた妻は ……………11
  - 1 弁護士への相談 11
  - 2 弁護士との打合せ 11
- III 事前協議の状況とその後——不貞の疑いをめぐって対立 ……………14
  - 1 事前協議の経過 14
  - 2 離婚調停申立ての準備 14

#### Scene 2 調停申立て——合意を目指すための書面の作成と提出のあり方—16

- I 申立書類の作成——申立書等の記載例 ……………16
- II 裁判所における申立書等の審査——受付から期日指定まで ……21
  - 1 申立書等の審査 21
  - 2 手続選別（インテーク）の実際 24
- III 花子（妻）の方針——離婚及び婚姻費用分担調停の準備 ……25
  - 1 離婚調停についての方針と準備 25
  - 2 婚姻費用分担調停の申立ての準備 26
  - 3 婚姻費用分担調停の申立て——申立書の記載例等 32
- IV 裁判所の調停期日前の準備  
——離婚調停と婚姻費用分担調停の進め方 ……………32
- V 太郎（夫）と赤坂弁護士との期日前の打合せ  
——婚姻費用は払っています ……………34

**Scene 3** 第1回調停期日——婚姻費用分担の調整から——36

- I 調停期日前の評議——調停委員会の方針 ……………36
- II 調停期日の経過——分かりやすい手続を目指して ……………37
  - 1 開始時の双方立会手続説明 37
  - 2 太郎（夫）の「主張」の要旨 40
  - 3 花子（妻）の「主張」の要旨 41
  - 4 双方の意見 43
  - 5 調停委員同士の打合せ 44
  - 6 終了時の双方立会手続説明 45
- III 双方の調停期日後の打合せ——不貞疑惑と収入認定 ……………45
  - 1 太郎（夫）と赤坂弁護士——不貞疑惑を払拭できるか？ 45
  - 2 花子（妻）と淡路弁護士——役員報酬か生活費か？ 46

**Scene 4** 第2回調停期日——離婚に向けて話し合いを進めるために——47

- I 調停期日前の評議——婚姻費用分担調停の成立を目指して ……47
- II 調停期日の経過——調停に代わる審判による解決か？ ……………48
  - 1 開始時の双方立会手続説明 48
  - 2 双方の「主張」の要旨 48
  - 3 中間評議 49
  - 4 調停委員会案に対する双方の意見の要旨 49
  - 5 調停に代わる審判 50
  - 6 離婚調停の進行 51
  - 7 終了時の双方立会手続説明 53
- III 双方の調停期日後の打合せ——離婚の合意に向けて ……………53
  - 1 太郎（夫）と赤坂弁護士——花子の心情に配慮して 53
  - 2 花子（妻）と淡路弁護士——離婚条件の検討 54

**Scene 5** 第3回調停期日——財産分与の調整——55

- I 調停期日前の評議 ……………55
- II 調停期日の経過——会社の株式の帰属をめぐる争い ……………55
  - 1 開始時の双方立会手続説明 55
  - 2 財産分与等に関する双方の「主張」の要旨 56
  - 3 終了時の双方立会手続説明 57
- III 調査囑託申立て——任意の提出を促したが ……………63

**Scene 6** 第4回調停期日——離婚後の生活保障，慰謝料等の調整——66

- I 調停期日前の評議——特有財産に関する心証 ……………66

目 次

- II 調停期日の経過——株式の分け方 ……………67
  - 1 双方の意見の要旨（同席で事情聴取） 67
  - 2 中間評議 68
  - 3 基本方針等に対する双方の意見 71
  - 4 終了時の双方立会手続説明 71
- III 双方の調停期日後の打合せ——相手の納得を得るために ……………72
  - 1 太郎（夫）と赤坂弁護士——優先順位を考えて 72
  - 2 花子（妻）と淡路弁護士——解決することを考えて 72

**Scene 7** 第5回調停期日——離婚成立——……………73

- I 調停期日前の評議——調停成立に向けて ……………73
- II 調停期日の経過——良好な親子関係の再構築を目指して ……………73
  - 1 開始時の双方立会手続説明 73
  - 2 双方の意見の要旨 74
  - 3 中間評議 74
  - 4 調停委員会案に対する双方の意見の要旨 75
  - 5 双方の最終提案 76
  - 6 調停成立 77
- III 離婚届の提出，年金分割の請求——これからの生活に向けて ……79
  - 1 離婚の届出，氏（戸籍），子供の戸籍について 79
  - 2 年金分割のための手続など 80

- 【書式 1-1】受任通知 10
- 【書式 1-2】調停申立書 18
- 【書式 1-3】事情説明書 20
- 【書式 1-4】調査囑託申立書 64

**Episode 2 監護・親権・面会交流をめぐる争い**  
～親子関係の再構築を目指して～

**Scene 1** 申立前の活動——一時的な里帰りのはずが——……………85

- I 弁護士への相談——子供たちが帰ってきません ……………85
- II 子の引渡しに関する手続  
——裁判所の手続を利用するにあたって ……………87
  - 1 子の引渡しの手続の説明 87

<b>Scene 2</b>	子の引渡し of 保全処分・審判, 監護者指定 of 審判申立て ——保全, 審判手続 of 概要——	92
I	保全申立書等の概要——申立書記載例	92
II	裁判所における期日前の準備——保全・審判申立事案の進行	97
III	相手方(母・妻)の準備——答弁書記載例	98
<b>Scene 3</b>	第1回期日——双方の意見と進行方針 of 検討——	102
I	双方の「主張」 of 要旨——二男が不安定に	102
1	寛(父・夫)の「主張」	102
2	明子(母・妻)の「主張」	102
II	調査命令(関係機関調査)——保全 of 必要性に関する調査へ	104
<b>Scene 4</b>	家裁調査官による調査 I ——小学校, 保育園での子供たちの様子は? ——	106
I	調査前 of 双方の準備——円滑な調査官調査に向けて	106
1	寛(父・夫)と山下弁護士との打合せ	106
2	明子(母・妻)と川口弁護士との打合せ	106
II	裁判官と家裁調査官 of 打合せ——調査 of 趣旨・目的等の確認	107
III	家裁調査官による関係機関調査とその結果 ——調査報告書の提出	107
1	調査とその結果	108
2	家裁調査官と裁判官との打合せ	112
IV	調査報告書の謄写とその検討	113
1	調査報告書の謄写	113
2	寛(父・夫)と山下弁護士との打合せ	114
3	明子(母・妻)と川口弁護士との打合せ	114
<b>Scene 5</b>	第2回期日——保全か本案か? ——	115
I	家裁調査官による調査結果 of 検討 ——夫婦間の争いに子を巻き込まないために	115
1	事実 of 調査の通知	115
2	寛(父・夫) of 調査結果に対する意見 of 要旨	115
3	家裁調査官による補足説明	115
4	明子(母・妻) of 調査結果等に対する意見 of 要旨	116
II	今後の進行方針——離婚に向けて of 話し合いは可能か?	116
III	調査命令(子の監護状況及び心情)	

目 次

——調査に向けての準備事項 .....	117
<b>Scene 6</b> 家裁調査官による調査Ⅱ——過去・現在の監護の状況は？—118	
Ⅰ 子の監護状況及び子の心情調査とその結果	
——調査報告書の提出 .....	118
Ⅱ 家裁調査官による調査結果の検討	
——次回期日に向けての準備 .....	129
1 寛（父・夫）と山下弁護士の打合せ	
——面会交流調停の申立てへ 129	
2 明子（母・妻）と川口弁護士との打合せ	
——子供たちの健全な成長のために 130	
Ⅲ 期日前の裁判所の準備——付調停に向けて .....	130
<b>Scene 7</b> 第3回期日——調査結果を踏まえた進行——133	
Ⅰ 双方の意見の要旨——離婚問題の解決は？ .....	133
1 寛（父・夫）の意向 133	
2 明子（母・妻）の意向 134	
Ⅱ 期日の経過——話し合いによる解決を目指して .....	134
<b>Scene 8</b> 離婚及び面会交流調停申立て——135	
Ⅰ 離婚調停申立て——明子の離婚条件 .....	135
1 明子（母・妻）と川口弁護士の打合せ 135	
2 離婚調停の申立て等 135	
Ⅱ 面会交流調停の申立て——寛（父・夫）と山下弁護士の方針 .....	136
1 寛（父・夫）と山下弁護士の打合せ	
——親権と監護を分けることはできますか？ 136	
2 面会交流調停申立て 137	
Ⅲ 調停期日前の双方及び裁判所の準備	
——離婚と面会交流の話し合いに向けて .....	144
1 双方の準備 144	
2 裁判所の準備 144	
<b>Scene 9</b> 第1回調停期日——離婚条件の調整——146	
Ⅰ 調停期日前の評議——調停委員会の進行方針 .....	146
Ⅱ 調停期日の経過	
——離婚後の子供の居住場所、面会交流の頻度をめぐって .....	146
1 開始時の双方立会手続説明 146	
2 双方からの事情聴取 146	



- 3 終了時の双方立会手続説明 148
- 4 調停委員から書記官への報告等 149
- III 調停期日後に生じた問題——面会交流中に問題が …………… 149
  - 1 明子（母・妻）と川口弁護士の打合せ 149
  - 2 寛（父・夫）と山下弁護士との打合せ 150
  - 3 裁判所の事前準備 152

**Scene 10** 第2回調停期日  
——子供の幸せのための面会交流のあり方を考える—— 153

- I 調停期日前の評議——面会交流の円滑な実施を目指して …………… 153
- II 調停期日の経過——双方の不信感は未だ解消されず …………… 153
  - 1 開始時の双方立会手続説明 153
  - 2 双方の事情聴取 154
  - 3 終了時の双方立会手続説明 155
- III DVD「子どものための面会交流に向けて」視聴  
——面会交流における心構え …………… 156
- IV 期日前の双方及び裁判所の準備 …………… 156
  - 1 双方の準備 156
  - 2 裁判所の準備 157

**Scene 11** 第3回調停期日——調停成立—— 158

- I 調停期日前の評議——調停委員会案の策定 …………… 158
- II 調停期日の経過——父母として子供たちにできることを考える …… 158
  - 1 開始時の双方立会手続説明と明子からの提案 158
  - 2 明子と寛の対話（双方同席で実施）  
——信頼関係を修復するために 159
  - 3 中間評議——調停条項案の検討 160
- III 調停成立——夫婦から父母へ …………… 160
  - 1 調停条項案の提示 160
  - 2 調停条項の確認，養育費についての疑問 161

【書式 2-1】 保全処分申立書	92
【書式 2-2】 答弁書	98
【書式 2-3】 調査報告書	108
【書式 2-4】 調査報告書	118
【書式 2-5】 申立書	138
【書式 2-6】 事情説明書	140

Episode 3 成年後見の申立てと遺産分割紛争  
～同族会社の株式をめぐるお家騒動～

<b>Scene 1</b>	成年後見の申立て——大株主は認知症——	165
I	発端——親族による使込みのおそれ	165
II	成年後見申立ての準備——同居していない親族の採り得る手段	166
1	太郎からの電話	166
2	打合せ当日のやりとり	166
III	家裁への成年後見の申立て——申立書の作成	171
<b>Scene 2</b>	成年後見の申立てに対する家庭裁判所の審判——	176
I	申立受理と申立人からの事情の聴取——手続の選別	176
II	鑑定の実施と後見開始の審判——同居親族の理解を得て	176
<b>Scene 3</b>	成年後見人の選任から本人の死亡による後見終了まで ——成年後見人の業務——	179
I	成年後見人の初動業務——本人の財産を保護するために	179
1	記録の閲覧・謄写と面談の準備	179
2	申立人との面談	180
3	本人及び同居親族との面談（予定）	181
II	後見業務の終了——本人の死亡	182
<b>Scene 4</b>	当事者間の遺産分割協議——協議の申入れから決裂まで——	185
I	遺産分割協議の申入れ——まずは裁判外の話合いから	185
1	太郎（長男）と甲野弁護士の打合せ——遺産分割協議に向けて	185
2	美衣子ら（長女・二男）と乙川弁護士の打合せ ——遺産分割協議の申入れを受けて	186
II	代理人弁護士による協議——交渉はまともならず	191
<b>Scene 5</b>	遺産分割調停の申立て——争点を意識した定型書式の利用——	192
I	太郎と甲野弁護士の打合せ——遺産分割調停の申立てへ	192
II	遺産分割調停の申立て——申立書の記載例	192
III	答弁書の提出——定型書式を利用して	196
1	美衣子と乙川弁護士の打合せ	196
2	乙川弁護士による答弁書の作成・提出	197

**Scene 6** 第1回調停期日——遺産分割調停の進め方——199

- I 事前評議——進行方針の策定 ……………199
- II 調停期日でのやりとり  
——調停の進め方を調停委員会と当事者間で共有する ……………207
  - 1 開始時の双方立会手続説明 207
  - 2 申立人からの聴取 207
  - 3 相手方からの聴取 208
  - 4 申立人への確認——遺産である不動産の賃料債権 209
  - 5 終了時の双方立会手続説明 209
- III 期日間の打合せで——平成28年決定を受けて ……………210

**Scene 7** 第2回調停期日——使途不明金と遺産の評価についての協議—211

- I 調停期日でのやりとり——まずは遺産の範囲から ……………211
  - 1 申立人からの聴取 212
  - 2 相手方美衣子からの聴取 212
  - 3 終了時の双方立会手続説明 212
- II 調停期日後のそれぞれの感想——今後の方針は ……………213
  - 1 裁判官（四谷） 213
  - 2 申立代理人（甲野弁護士） 213
  - 3 相手方美衣子代理人（乙川弁護士） 213

**Scene 8** 第3回調停期日——遺産の範囲の中間合意——219

- 1 開始時の双方立会手続説明 219
- 2 申立人からの聴取 220
- 3 相手方からの聴取 221
- 4 中間評議 222
- 5 中間合意 223
- 6 終了時の双方立会手続説明 225
- 7 期日後の相手方次郎代理人の感想 226

**Scene 9** 第4回調停期日——遺産の評価の中間合意——227

- 1 開始時の双方立会手続説明 227
- 2 申立人からの聴取 227
- 3 相手方からの聴取 228
- 4 中間評議 229
- 5 双方からの再聴取と中間合意 232
- 6 終了時の双方立会手続説明 232

目 次

7 特別受益・寄与分に対する双方の検討内容 233

**Scene 10** 第5回調停期日——特別受益についての協議——236

- I 期日間に提出された資料・書面 ……………236
- II 事前評議——生命保険の特別受益該当性 ……………239
- III 調停期日でのやりとり ……………239
  - 1 開始時の双方立会手続説明 239
  - 2 申立人からの聴取 239
  - 3 相手方からの聴取 240
  - 4 終了時の双方立会手続説明 241

**Scene 11** 第6回調停期日——特別受益と寄与分についての協議——243

- I 調停期日間に提出された資料・書面 ……………243
- II 事前評議——特別受益・寄与分についての進行を確認 ……………246
  - 1 特別受益 246
  - 2 寄与分 247
- III 調停期日でのやりとり——調停委員会からの提案 ……………248
  - 1 開始時の双方立会手続説明 248
  - 2 申立人からの聴取 248
  - 3 相手方からの聴取 248
  - 4 中間評議 249
  - 5 申立人からの再聴取 250
  - 6 終了時の双方立会手続説明 250
- IV 調停期日後の美衣子代理人乙川弁護士感想  
——分割方法を考える ……………250

**Scene 12** 第7回調停期日（調停不成立）——分割方法についての協議——252

- I 双方からの聴取——話し合いは平行線 ……………252
- II 中間評議——分割方法の原則 ……………252
- III 分割方法の聴取——合意ができなければ審判へ ……………254

**Scene 13** 遺産分割の審判——調停で段階的進行をした場合の審判手続——257

- I 期日前に提出された書面等——審判で主張する点を簡潔に ……257
- II 審判期日でのやりとり——調停段階での合意と争点の確認 ……259
- III 審判の告知 ……………260

**Scene 14** 即時抗告の申立てとその後の顛末——YMD新体制の発足へ——268

- I 即時抗告の申立て——不服申立ての方法 ……………268

II その後の顛末——身内の紛争はこりごりです ……………268

- 【書式 3-1】 後見開始申立書 173
- 【書式 3-2】 遺産分割協議申入書 186
- 【書式 3-3】 申立書（遺産分割調停） 193
- 【書式 3-4】 遺産目録 194
- 【書式 3-5】 申立人主張書面（使途不明金） 211
- 【書式 3-6】 相手方美衣子主張書面（使途不明金） 219
- 【書式 3-7】 資料説明書 220
- 【書式 3-8】 中間合意調書（第3回期日調書） 223
- 【書式 3-9】 申立人主張書面（特別受益） 236
- 【書式 3-10】 相手方美衣子主張書面（寄与分） 237
- 【書式 3-11】 相手方美衣子資料説明書（本文のみ） 238
- 【書式 3-12】 申立人主張書面（寄与分） 243
- 【書式 3-13】 相手方美衣子主張書面（特別受益） 245
- 【書式 3-14】 申立人主張書面（分割方法） 257
- 【書式 3-15】 相手方美衣子主張書面（分割方法） 258
- 【書式 3-16】 審判書（遺産分割） 261

Episode 4 遺言書をめぐる相続紛争  
～前妻の子と後婚の妻の対立～

**Scene 1** 遺言の作成——亡き後の遺産紛争の防止？——273

- I 発端——後婚の妻に頼まれて ……………273
- II 遺言書作成の相談——遺言とは ……………273
- III 公正証書遺言の作成——公正証書で確実に ……………281
  - 1 公証役場との事前のやりとり 281
  - 2 遺言書作成当日 281

**Scene 2** 遺言執行の着手——遺言執行者の業務——287

- I 遺言執行者の就任——遺言者の死亡 ……………287
- II 遺言執行者の初動業務——相続人に不信を抱かせないために ……………288
  - 1 就任承諾の通知 288
  - 2 財産目録の作成・交付 290
  - 3 遺言の執行——不動産、預貯金等 292

目 次

**Scene 3 推定相続人の廃除の審判——廃除事由はあるか———296**

- I 推定相続人の廃除の審判申立て——申立書の記載例 ……………296
- II 家庭裁判所における審判手続——当事者主義的対立構造で ……298
  - 1 裁判官と書記官の進行の打合せ 298
  - 2 廃除を求められた純也と乙山弁護士の打合せ 299
  - 3 第1回審判期日 300
  - 4 第2回審判期日（節子と純也の陳述聴取） 301
  - 5 審判 301

**Scene 4 遺留分減殺請求に関する裁判外の交渉——当事者間の事前協議—303**

- I 純也と乙山弁護士との打合せ  
——相続させないとされた相続人の採る手段 ……………303
- II 遺留分減殺請求の通知 ……………305
- III 遺留分減殺請求を受けた場合の対応 ……………306
  - 1 遺言執行者（甲野弁護士）との関係 306
  - 2 節子らと丙川弁護士との打合せ 307
  - 3 回答書の送付 308
- IV 遺留分減殺についての交渉——事前協議は折り合わず ……………308

**Scene 5 遺留分減殺の調停——まずは話し合いでの解決を目指します—310**

- I 遺留分減殺の調停申立て——遺留分も家庭に関する事件です …310
  - 1 純也と乙山弁護士の打合せ 310
  - 2 遺留分減殺の調停申立て 311
- II 第1回調停期日——遺留分調停の進め方 ……………313
  - 1 事前評議 313
  - 2 調停期日でのやりとり 316
- III 第2回調停期日——調停における争点の整理 ……………318
  - 1 期日前に提出された資料 318
  - 2 調停期日でのやりとり 320
  - 3 評議 322
- IV 第3回調停期日——多少は歩み寄ったものの ……………324
  - 1 期日でのやりとり 324
  - 2 不成立の評議と双方立会手続説明 324

**Scene 6 遺留分減殺請求訴訟——手続は民事裁判へ———325**

- I 遺留分減殺請求訴訟の提起  
——遺留分減殺請求訴訟のモデル訴状 ……………325

II	第1回口頭弁論期日——第1回からの争点整理	330
1	口頭弁論期日でのやりとり	332
III	第2回期日（第1回弁論準備手続）	
	——裁判所による和解勧誘	334
1	期日前に提出された資料	334
2	期日でのやりとり	335
IV	期日間における代理人と依頼者とのやりとり	
	——和解案の受入れへ	338
V	第3回期日（第2回弁論準備手続）	
	——和解成立とその後の手続	339
VI	純也の報告——昔を思い出しました	342

## **Scene 7** 遺言執行の終了——報酬を受け取るまで——343

I	遺言執行の終了	344
1	遺言執行の終了時期	344
2	遺言執行者の任務終了報告——任務終了報告書の作成	344
II	遺言執行者の報酬	
	——協議ができない場合には家庭裁判所の審判で	345
1	相続人との協議	345
2	報酬付与審判の申立て	346
3	報酬付与の審判とその後の経過	347

【書式 4-1】	遺言公正証書	284
【書式 4-2】	遺言執行者の就任通知書	289
【書式 4-3】	財産目録	291
【書式 4-4】	廃除審判申立書	297
【書式 4-5】	遺留分減殺請求通知書	306
【書式 4-6】	遺留分減殺の調停申立書（一部抜粋）	312
【書式 4-7】	財産一覧表（相手方ら作成）	318
【書式 4-8】	訴状（遺留分減殺）	325
【書式 4-9】	答弁書（特別受益，貸駐車場の評価，連帯保証債務）	331
【書式 4-10】	遺留分減殺計算シート	333
【書式 4-11】	平成 29 年 4 月 19 日付け原告第 1 準備書面（本文）	334
【書式 4-12】	和解調書（和解条項）	340
【書式 4-13】	任務終了報告書	343
【書式 4-14】	遺言執行者に対する報酬付与申立書（一部抜粋）	346

目 次

事項索引 349

判例索引 352

解説一覧（★のついているものは、特に実務上の重要な問題点）

【Episode 1】

- 離婚の相談者からの聴取りにおける留意点 5
- 「証拠」資料とその取得方法 7
- 協議離婚 11
- 家事調停制度の概要 15
- 家事調停における申立書等の書面の記載事項と提出のあり方 22
- ★婚姻費用分担調停・審判の実務——算定表の考え方 28
  - 調停に代わる審判の積極的活用 50
- ★財産分与調停・審判の実務 58
  - 財産分与請求権を被保全権利とする保全処分とその手続 62
  - 調停手続における調査囑託の利用 65
  - 離婚に伴う戸籍に関する諸手続 79
  - 離婚時の年金分割制度と家庭裁判所の手続 81

【Episode 2】

- 子の引渡しを求める手続の概要 90
- ★審判前の保全処分の申立ての実務 95
  - 審判事件と保全事件における当事者の陳述聴取等の実際 103
  - 行動科学の知見を活用した事実の調査 127
- ★面会交流調停・審判の実務 141

【Episode 3】

- 成年後見の申立て 169
- 成年後見人の職務と権限 182
- 成年後見制度の平成 28 年改正 183
- 遺産分割調停の申立書の審査 195
- ★遺産分割調停の実務 201
  - 遺産分割調停における遺産の評価 214
  - 中間合意調書 225
- ★寄与分の実務 234
  - 生命保険金が特別受益に当たるか 241
- ★分割方法の実務 253
- ★寄与分を定める処分申立事件の実務 256
  - 遺産分割の審判 259



具体的相続分の計算方法 264  
相続開始後に預貯金口座に入金があった場合の取扱い 266

★即時抗告の実務 269

#### 【Episode 4】

★遺言書の実務 275

公正証書遺言の要件 282

遺言執行者の業務の流れ 287

★遺言執行の実務 293

法定相続情報証明制度 295

推定相続人の廃除の要件 296

★遺留分減殺請求の実務① 305

遺留分減殺請求後の法律関係 310

遺留分調停の進め方（事前評議のあり方） 314

★遺留分減殺請求の実務② 323

遺留分減殺請求訴訟を提起するに当たって 329

遺留分制度の見直し 330

遺留分減殺請求の効果 341

### コラム一覧

#### 【Episode 1】

調停前置主義（家事 257 条 1 項） 9

有責配偶者からの離婚請求 13

個人番号（マイナンバー）の記載は不要 23

評議について 33

双方立会手続説明とは 36

調停における手続代理人の役割，手続代理人と調停委員会との関係 42

調停委員会による一応の事実認定 52

住宅ローン付き不動産の処理Ⅰ 60

住宅ローン付き不動産の処理Ⅱ（オーバーローンの場合など） 62

調停条項案作成の留意点 78

履行勧告，履行命令 82

#### 【Episode 2】

監護に関する陳述書 96

家裁調査官の関与 104

調査報告書の謄写（秘匿情報の取扱い等） 113

子の陳述聴取 128

## 目 次

付調停の決定	131
家事調停事件の管轄，自庁処理の申出について	135
面会交流と間接強制	151

### 【Episode 3】

長谷川式簡易知能評価スケール	171
審判前の保全処分	175
後見制度支援信託	177
遺産分割における事情聴取のポイント	187
遺産分割事件における利益相反	191
遺産分割と相続税申告	217
土地の無償使用による特別受益と持戻し免除	231
寄与分に関する当事者向けリーフレット	233
調停不成立の場合の審判手続への移行	255
同族会社の株式の分割方法	267

### 【Episode 4】

遺言書作成の相談における留意点①——遺留分への配慮	279
遺言書作成の相談における留意点②——遺言執行者とその報酬	280
遺言による推定相続人の廃除	286
遺言執行者選任・解任の審判	288
推定相続人の廃除の審判	299
廃除を求められた推定相続人以外の相続人の利害関係参加	301
遺言執行者の法的地位と弁護士倫理	307
家事調停官制度——普段は弁護士やっています	316
基礎財産から保証債務を控除すべきか	333
遺言執行者の報酬額の定めがなかった場合	345

# 本書の利用の仕方

## 1 本書の構成

本書は、エピソードを通じて家事事件の基本を身に付けることを志向して、家事事件で比較的良好に見かける実務上重要な法律問題を含む4つの「エピソード」から構成されている。前半の2つは離婚に関わる事例、後半の2つは相続に関わる事例である。各エピソードはいずれもありがちな事例であるが、登場人物をはじめとして全て架空のものである。4つの架空の事案について、弁護士が相談を受けるところから、裁判所における各種手続を経て解決に至る過程を、当事者双方代理人及び裁判所のそれぞれの視点から物語風に視覚化している。

架空の事件ではあるが、事案を作成するに当たっては、各執筆者が扱った事件の体験を踏まえて裁判官と弁護士が合議した上で、できるだけ現実でありそうな事例を作り上げている。当事者とのやりとりの再現についても、執筆者が自ら弁護士や裁判官、調停委員としてその場に臨んだら発言するであろうことを想像して記載し、各シーンに臨場感を持たせるようにしている。ただし、解決に至る過程や結論には、本来こうあるべきという理想的あるいは希望的な進行、結論を採用したところも多少含まれている。

離婚についての「Episode 1」は、主に夫婦間の財産分与、慰謝料、婚姻費用が問題となっている。「Episode 2」では、離婚の際の子供に関する法律問題として子の引渡し、親権、面会交流などが問題となっている。

相続についての「Episode 3」は、被相続人が亡くなる前の財産の管理に関わる成年後見の申立てから、相続開始後の遺産分割における法律問題が扱われている。「Episode 4」は、遺言が存在する場合の相続について、遺言書の作成から相続開始後の遺言執行者の活動、遺留分減殺請求が扱われている。

それぞれの物語の進行に応じて、網掛けの囲み記事の中で関連する民法などの実体法や家事事件手続法などの手続法の基礎知識、実務の運用などの解説を加えている。さらにコラムとして、実務上注意を要する点や、少し高度

本書の利用の仕方

な応用的な問題を載せている。

## 2 各事案の概要

### (1) 婚姻費用及び財産分与等離婚給付をめぐる争い～ある会社経営者の離婚～

Episode 1 は、既に成人した子供がいる資産家夫婦の離婚の事案である。初め夫が離婚を希望していたが、後に夫の浮気が判明し、離婚については夫の側に原因がある。夫は会社を経営しており、その会社の株式のほか不動産、預金等の財産を有している。夫から妻に対し離婚調停の申立てがなされたところ、妻から婚姻費用分担の調停申立てがなされた。家庭裁判所では、離婚（夫婦関係調整）と婚姻費用分担の調停を同時に進めることになった。調停では、特有財産の評価や夫の経営する会社の株式の取扱いなど主に財産分与が問題となった。

### (2) 監護・親権・面会交流をめぐる争い～親子関係の再構築を目指して～

Episode 2 は、妻が7歳と5歳の子供を連れて家を出たことから、夫が、子の引渡しのための法的手続を申し立てた事案である。夫は妻に対し、子の引渡し及び監護者指定の審判を申し立てるとともに、子の仮の引渡しと仮の監護者指定を求める審判前の保全処分を併せて申し立て、それらの手続が同時に進められた。その後、その審判の手続の流れの中で、妻から別途離婚調停の申立てがなされ、親権者（監護者）の指定と夫と子との面会交流を含めた離婚条件についての協議が行われることになった。

### (3) 成年後見の申立てと遺産分割紛争～同族会社の株式をめぐるお家騒動～

Episode 3 は、母親の遺産をめぐる兄妹（弟）による遺産分割の事案である。被相続人である母親は、生前、妹が引き取って面倒を見ていたが、その財産の管理に問題があるとして、兄が成年後見の申立てをして、開始決定がなされたが、その直後に母親は亡くなり、相続が開始した。母親の遺言は存在せず、遺産分割について相続人間で話がまとまらなかったことから、兄から遺産分割の調停が申し立てられた。調停では、不動産や兄が継いだ父親の

創業した会社の株式の評価，母親から妹への特別受益，妹の寄与分の扱いなどが問題となった。

#### **(4) 遺言書をめぐる相続紛争～前妻の子と後婚の妻の対立～**

Episode 4 は，再婚した妻に頼まれて遺言を作成した被相続人の相続開始後に，後婚の妻と前妻との子である長男との間の相続関係に関する争いの事案である。被相続人は後婚の妻とその妻との間の子（長女），さらにその長女の子（孫）に財産を全て相続させる内容の遺言書を作成しているが，被相続人と長男とは生前金銭をめぐってトラブルがあった。そのため被相続人はそのトラブルを理由として，遺言によって推定相続人の廃除をしており，相続開始後，遺言執行者により推定相続人廃除の審判の申立てがなされている。さらに，被相続人の遺言は長男の遺留分を侵害する内容であったことから，長男からは遺留分減殺請求がなされており，遺留分についても問題となっている。

### **3 本書の読み方**

冒頭で述べたように本書の4つのエピソードは，それぞれ①物語部分，②解説部分，③コラム部分で構成されている。冒頭には，各事案の主な登場人物を掲げてある。

#### **(1) 物語部分**

物語部分の各エピソードは，手続の流れに従っていくつかのシーンに分けられている。いずれも依頼者が弁護士に相談するシーンから始まる。家族などの関係図や時系列表などを掲げているので，冒頭で大まかな事案の概要が分かるはずである。それぞれの事案で，当事者及び関係者の立場から物語が進み，解決に至るまでの過程ができるだけ忠実に描かれている。

当事者とのやりとりの中で弁護士や裁判所が提出を求めている資料等は，必ずしも当該事案に限ってのものではなく，他の事件でも一般的に必要なものがほとんどである。実際の事件においては，それらの資料の有無を

## 本書の利用の仕方

本人に確認し、存在するものを本人から直接、あるいは弁護士自ら取得することになる。

家事調停における調停委員とのやりとりや、手続代理人の関わり方は、司法修習生などとして調停に立ち合う機会がなければ、なかなか外部からは想像しにくいところと思われる。本書におけるやりとりは、執筆に当たった裁判官や弁護士が実際の事件に直面した際に発言する内容を予想して記載したものであり、実際の事件でも同様のやりとりがなされていると考えてもらってよい。

また、掲載している調停の申立書や主張書面、審判書なども、各執筆者がそれぞれの立場で実際の事件のつもりで起案したものである（目次にエピソードごとの書式一覧を掲載している）。特に家事事件の主張書面については、その記載の仕方に決まった形があるわけではないが、単に当事者の言い分を時系列に従って記載するだけでは足りないものであり、手続代理人となった際に、形式面を含め自分が起案する際の参考にして欲しい（ただし、特に主張書面におけるインデントなどのレイアウトは書籍上の制約から実際に裁判所に提出するそのままではないことに留意されたい）。

## (2) 解説部分

### 離婚の相談者からの聴取りにおける留意点

#### 1 聴取りにおける心構え～相談者との信頼関係を構築するために～

各シーンの物語の終わりには、必要に応じて網掛けの囲み記事の中でそのシーンに関係する法的知識などの解説が加えられている。最初のうちは、解説は読み飛ばして物語の結末まで読み進め、まずは手続の全体像を理解するようにするとよいであろう。

解説では、それぞれのシーンで関係する法律の基礎知識や、問題点について説明がなされている。特に実務上の重要な問題点については、次のように「ポイント ～の実務」として解説している。



## 婚姻費用分担調停・審判の実務——算定表の考え方

### 1 婚姻費用の基礎知識

物語の全体像をつかんだら、それぞれのシーンの中で行われていることの実体法上の意味や手続法上の位置付けを、各引用条文を参照しつつ確認しておくことが求められる。

エピソードを通じて家事事件の基本を身に付けるという本書の性格上、解説では、各シーンの理解に必要な基本的な事項や重要な点について述べられている。したがって家事事件全般について網羅的に説明したり、各問題点について掘り下げて考察を加えたりすることはしていない。解説で取り上げた各項目のうち特に重要と思われる問題については、主要な参考文献を掲載しているので、より深く、また広く検討したい場合にはそれらの参考文献と、そこに引用されている文献を参照されたい。

### (3) コラム部分



調停前置主義（家事 257 条 1 項）

離婚訴訟を提起する前には家事調停を経なければならないとされている（調停

コーヒブレイクとして、解説とは別にコラムが掲載されている。コラムでは、実務上注意すべき点や、各シーンに関係する少し高度な応用的な問題にふれている。必要に応じて参照するとよいであろう。

## 4 家事事件に取り組むに当たり

家事事件は実務の経験年数を問わず、扱うことが多い事件類型と思われる。法律家が家事事件を扱う難しさ、重要性については、はしがきで述べられているとおりである。家事調停などにおいて家事事件を解決するためには、多

## 本書の利用の仕方

くの場合、粘り強い忍耐力と根気を要する。裁判官や弁護士、調停委員の言動によって当事者の人生が大きく変わったり、人生自体が決まったりすることも少なくない。とりわけ弁護士は、そのやる気や頑張りで、夫婦が離婚することになったり、一方の親が子供の親権を失ったり、あるいはそれらの逆の結果をもたらすことになる。弁護士があきらめれば、簡単に夫婦が離婚することになったり、父親が親権を失ったりすることになる。逆に弁護士のやる気や頑張りのために、当事者がいつまでも新しい人間関係を築くことができず、かえって事件がこじれることもある。自力救済など弁護士倫理上の問題に直面することも多い。このように家事事件に関わる弁護士の役割は重要であり、その責任は極めて重い。

本書は手続の流れに従って家事事件の基本的な知識を身に付けることを志向しているが、家事事件を扱うに当たっては、民法などの実体法や家事事件手続法などの手続法を理解しているだけでは十分でないことは言うまでもない。家族法や手続法、判例などの正しい法律知識を身に付けるとともに、様々な人生経験を多く積むことによって、人間に対する洞察力を磨く必要がある。これまで自らが直接的あるいは間接的に経験してきたことを総動員して事案に当たって、ようやく当事者の心を動かし、問題の解決に至るということもある。

家事事件に取り組むに際しては、常に、謙虚に研鑽を続ける努力が求められているといえる。



## 凡 例

### 1 法令名等の略記

本文中で略記した法令名は、以下のとおり。なお、( ) 内の法令名は、原則として有斐閣『六法全書』巻末の「法令名略語」によった。

---

家事	家事事件手続法	保険	保険法
家事規	家事事件手続規則	一般法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
民訴	民事訴訟法		
人訴	人事訴訟法	任意後見	任意後見契約に関する法律
民調	民事調停法	後見登記	後見登記等に関する法律
民執	民事執行法	人保	人身保護法
民	民法	弁護	弁護士法
不登則	不動産登記規則	公証	公証人法
信託	信託法	税通	国税通則法
戸	戸籍法	相続	相続税法

---

### 2 主要文献略語

#### ● Episode 1

東京・大阪養育費等研究会・提案

東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して——養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案」判タ 1111 号 (2003 年) 285 頁

松本・婚姻費用分担事件の審理

松本哲泓「婚姻費用分担事件の審理——手続と裁判例の検討」家月 62 卷 11 号 (2010 年) 1 頁

東京家事事件研究会・実務〔執筆者〕

東京家事事件研究会編『家事事件・人事訴訟事件の実務——家事事件手続法の趣旨を踏まえて』(法曹会, 2015 年)

岡・諸問題

岡健太郎「養育費・婚姻費用算定表の運用上の諸問題」判タ 1209 号 (2006 年) 4 頁

凡 例

● Episode 2

小田ほか・遺産分割事件の運用

小田正二 = 山城司 = 小林謙介 = 松川春佳 = 上野薫 = 長門久美子「東京家庭裁判所家事第5部における遺産分割事件の運用——家事事件手続法の趣旨を踏まえ、法的枠組みの説明をわかりやすく行い、適正な解決に導く手続進行」判タ1418号(2016年)5頁

● Episode 4

新版注釈民法(28)(執筆者)

中川善之助 = 加藤永一編集『新版注釈民法(28)相続(3)[補訂版]』(有斐閣, 2002年)

金子・逐条解説

金子修編著『逐条解説家事事件手続法』(商事法務, 2013年)

3 判例集・雑誌名略語

民 集	最高裁判所民事判例集
高 民	高等裁判所民事判例集
下民集	下級裁判所民事裁判例集
家 月	家庭裁判月報
判 時	判例時報
判 夕	判例タイムズ
金 判	金融・商事判例
金 法	金融法務事情

編者・執筆者一覧（五十音順）

編者

矢尾和子（やお かずこ）

現職／東京地方裁判所所長代行（東京簡易裁判所事務掌理）

大坪和敏（おおつぼ かずとし）

現職／弁護士

執筆者

秋山里絵（あきやま りえ）

現職／弁護士

木下真由美（きのした まゆみ）

現職／弁護士

倉持政勝（くらもち まさかつ）

現職／弁護士

国分貴之（こくぶん たかし）

現職／盛岡地方裁判所判事

本多智子（ほんだ ともこ）

現職／盛岡地方裁判所判事

町田健一（まちだ けんいち）

現職／弁護士

裁判実務フロンティア 家事事件手続

Frontiers of Law Practice: The Law of Family Affairs Procedure

---

2017年7月30日 初版第1刷発行

編者 矢尾和子  
大坪和敏



発行者 江草貞治

発行所 株式会社 有斐閣

郵便番号 101-0051  
東京都千代田区神田神保町 2-17  
電話 (03) 3264-1314 [編集]  
(03) 3265-6811 [営業]  
<http://www.yuhikaku.co.jp/>

---

印刷・株式会社理想社／製本・牧製本印刷株式会社

© 2017, K. Yao, K. Otsubo. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替えいたします。

★定価はカバーに表示してあります。

ISBN 978-4-641-13753-0

**JCOPY** 本書の無断複写（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。複写される場合は、そのつど事前に、（社）出版者著作権管理機構（電話03-3513-6969, FAX03-3513-6979, e-mail:info@jcopy.or.jp）の許諾を得てください。